一　保安林の所在場所　岩手県一関市川崎町門崎字舘畑二〇三の一・二一六の一・二一七・三三三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区佐久間町相月六八五の一、六八六の一・六九一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、天竜区水窪町奥領家四〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

天竜区佐久間町相月六八六の一・六九一・天竜区水窪町奥領家四〇の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市安曇川町下古賀字寺谷二〇二七から二〇二九まで、二〇二九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字寺谷二〇二九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　静岡県田方郡函南町畑字山路山四八〇の一・字棚ノ澤四八三の五・字下ジゴク沢四八七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四八八の一、四八八の三から四八八の五まで・四八八の八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び函南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県阿賀野市里字奥山一九六三、一九六四の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥山一九六三、一九六四の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び阿賀野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町綱木字荒沢一四一二、一四一二の丑、一四一四、一四二〇、一四二三から一四三一まで、一四三五、一四三六、四一四七、四一四八の一から四一四八の三まで、四一四九、四一五〇、四一五八、四一六三から四一六八まで、四一六九の一、四一六九の二、四一七〇、四一七一、四一七二の一から四一七二の二一まで、四一七二の二三、四一七二の二五から四一七二の二七まで、四一七二の二九から四一七二の三三まで、字根堀場一四四〇、四〇七六、四〇七七の一、四〇七七の二、四〇七八から四〇八〇まで、四〇八一の一から四〇八一の九まで、四〇八二から四〇九〇まで、四〇九一の一から四〇九一の三まで、四〇九二から四〇九六まで、字作太郎沢四一五四の一、四一五四の三から四一五四の六九まで、四一五五、四一五六、四一五七の一、四一五七の二、字タキ沢四一七六の一から四一七六の四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県見附市小栗山町字滝二四六四、二四六四の一、二四六四の二、二四六四の寅、二四六五から二四六九まで、二四七〇の甲、二四七〇の乙、二四七一から二四七五まで、二四七五の一、二四七五の子、二四七六から二四八四まで、二四八五の甲、二四八五の乙、二四八六から二五二五まで、二五二六の一、二五二七の一、二五二八の一、二五二九の一、二五三〇の一、二五三一から二五三四まで、二五三五の甲、二五三五の乙、二五三六から二五四七まで、二五四八の一、二五四九の一、二五五〇から二五六〇まで、二五六一の一から二五六一の九まで、二五七一、二五七二、二五七二の二一まで、二五七二の丑、二五七三から二五七七まで、字南谷二五六二から二五六七まで、二五六八、二五六九の一、二五六九の二